

# いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道鹿追高等学校 令和8年（2026年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

## 1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ  
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

### いじめの対応について

- いじめ対策委員会で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

### いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
  - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
  - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断はいじめ対策委員会により、判断します。

## 2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北海道鹿追高等学校  
いじめ防止基本方針  
(概要)  
全文は学校HPを  
御覧下さい。

いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。

全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、学校および関係機関と連携しいじめの問題を克服すること。

北海道鹿追高等学校  
いじめ対策組織  
の役割や活動

〔いじめ対策委員会〕 委員長…校長 副委員長…教頭

委員…生徒指導部長、教務部長、各学年主任、養護教諭、(スクールカウンセラー)

- ・4月・5月・8月・9月・12月・1月・2月に定例委員会を実施、生徒の状況を把握し未然防止に役立てる。
- ・いじめを認知した時には、委員会を開き組織的に対応し取り組む。

本校の  
いじめ防止  
プログラムの活動

- ・いじめ防止の観点から豊かな人間関係をはぐくむ。(人権尊重、道徳性や倫理観の育成、正義感や規範意識の育成、自主性や協調性の育成、判断力や自律性の育成)
- ・学校いじめ防止基本方針作成見直し
- ・いじめアンケート
- ・QUテストによる実態把握と対応策の決定
- ・要配慮生徒への特別な支援
- ・校内研修の企画立案・実施
- ・保護者・スクールカウンセラーなどとの連絡調整

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策委員会」を設置しています。気軽に相談願います。

北海道鹿追高等学校のいじめ対策委員会担当は生徒指導部長です。

連絡先 0156-66-3011 (学校代表電話)

### 北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	<a href="mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp">sodan-center@hokkaido-c.ed.jp</a>	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	<a href="mailto:tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp">tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp</a>	
十勝教育局教育相談電話 (電話)	0155-23-4950 (教育相談電話)	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局  
生徒指導・学校安全課  
Web ページ

